

聴覚障害者標識



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示しなければならないマークです。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するよう努めなければならないマークです。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

12月3日から9日までは障害者週間

ご存知ですか? このマーク



問 福祉課 水野 TEL 23-5812

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物や施設であることを示す世界共通のマークです。

このマークを個人の車に表示することは、マーク本来の主旨とは異なります。このマークを車に表示しても、駐車禁止などの道路交通法上の規制を免れることはできません。また、障がい者専用駐車場を優先的に利用できる証明にはなりません。

※このマークは、全ての障がい者を対象としたもので、車椅子を利用する障がい者に限定するものではありません

平成31年公表

多治見市立地適正化計画を策定中です



●立地適正化計画ってなに？

さらなる人口減少社会を見据え、持続可能なまちづくりのために「居住(人口)」や「都市機能(商業や医療などのサービス施設)」を一定の区域に誘導し、まちをコンパクトにする計画です。将来の人口減少、少子化・高齢化、財政悪化などによる「まちの機能・活力」や「日常生活の利便性」の低下を防ぎ、維持する目的があります。

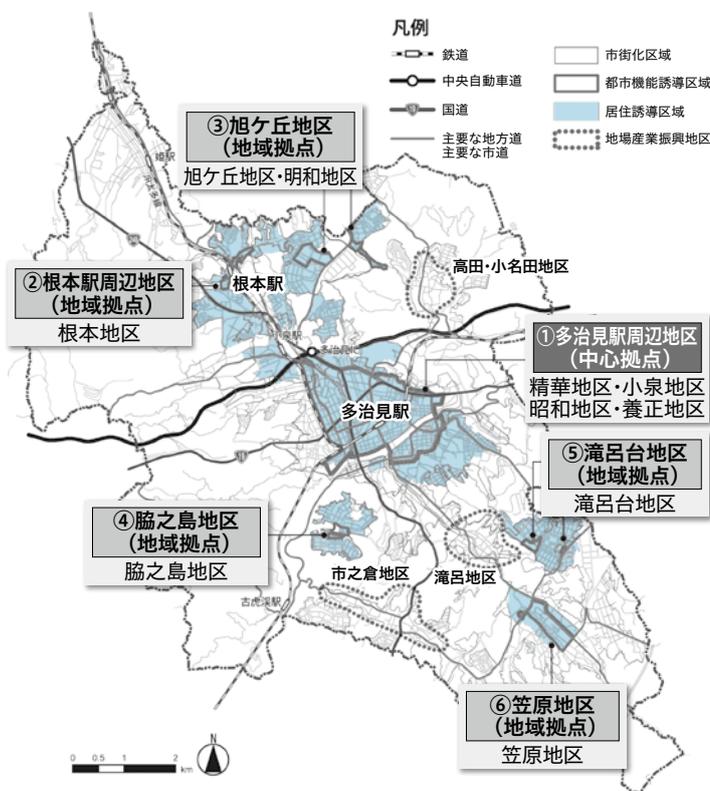
平成30年8月31日現在で177都市が計画を策定するなど、多くの自治体が集約型都市構造(コンパクトシティ)への取り組みを進めています。

●多治見市ではどのようなまちづくりを考えているの？

「人にやさしく、活力を生み出す『ネットワーク型コンパクトシティ』の実現」を基本方針とし、JR多治見駅周辺に「中心拠点」、5つのエリアに「地域拠点」を設け、各拠点の「誘導区域(人口や都市機能を誘導する区域)」に居住者(主に転入者)や必要な施設(機能)を誘導します。市の施策や国の支援制度を活用し、2040年までのおおむね20年間をかけて、少しずつ緩やかに誘導するものです。

また、各拠点やそれ以外の地域を公共交通(鉄道やバス)や地域内交通(「あいのりタクシー」など)でつなぐまちづくりを目指しています。

問 都市政策課 島津 TEL 22-1321



都市機能誘導区域と居住誘導区域



※詳細は市ホームページをご覧ください
※誘導区域以外の地域については、今まで通り、市のまちづくりの基本方針である「都市計画マスタープラン」に沿った施策を進めていきます